

目次

【コラム】

「申告の手引き」の可能性①

【今月の質問】は、今月は休みとさせていただきました。



主席研究員 笹目孝夫

<筆者 略歴>

1979年 横浜市入庁（主税部
財政局及び区役所にて固定資産
税部門の専任職・税務表彰受
理）2015年 横浜市財政局主
税部税務課償却資産センター退
職

在職中より、全国自治体にて、固
定資産税（償却資産）研修講
師、全国版研修ビデオ「はじめの一
歩」「償却資産の基礎」ほか研修
教材作成等

2020年 月刊「税」連載「償却資
産の固定資産税実務の現場から」
（神戸市ほか）著作「償却資産
の固定資産税申告 Q&A」

総務省主催「償却資産の実地
調査研究委員会」委員歴任 総
合鑑定調査 主席研究員

資産評価システム研究センター

特任講師 ほか

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和3年10月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改
正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】「申告の手引き」の可能性①

前回、不申告者への電話対応について説明したが、そのあとに続く「書面
催告の手法」等々、まだまだ紹介したい事例はいくつもあったのだが、それ
は、また別の機会にしたい。

この実務者レポートの解説動画配信（無料）が、総合鑑定調査のご厚意に
より来月から可能になった。そこで、なるべく毎月のタイムリーな情報を優
先して、今、何をすべきかに焦点をあてて解説することにする。

そこで、さっそく今月からの新テーマ（「申告の手引き」作成）に入る。
この時期、市町村は新しい「申告の手引き」作成準備に着手する頃にあた
る。どのような工夫をすれば効果があがるか事例を通して紹介したいと思
う。

「申告の手引き」は、送付しても読まれないという自治体担当者がある
が、それは間違っている。償却資産申告者に文字化した情報を提示すること
が可能なので、想像以上にさまざまな効果があげられる。そして、かなり細
かく読まれている。特に、税理士の方々は、熱心で税理士団体から私に講師
依頼もきている状況なのだ。

横浜市時代「申告の手引き」は、毎年、6人ほどで見直しをかけ、修正を
加えるのが恒例作業だった。東京都などの大都市も同じように、毎年、複数
の人数をかけて見直しをかけている。そして、タイムリーな情報はここで示
す。国税の確定申告書の手引きも、毎年、修正が加えられているが、申告者
側も、今年の改正点は何かと、実は、ここで確認しているのだ。

市町村担当者は、まずインターネット等で他の市町村の「申告の手引き」
を複数、手に入れて、自分の自治体のものと比較してほしい。分析すると違
いが分かってくる。「申告の手引き」作りのポイントは「市の独自テーマを
盛り込む」「実地調査時の申告対象資産根拠資料」「ホームページへの誘
導」「最新の税制改正情報」等があげられる。それをどう工夫するかだ。

「市の独自テーマを盛り込む」は、私が実地調査の経験から感じて、考慮
したことだ。横浜の場合、製造業者が多く、工場の受変電設備、工業用水
道、窒素ガス等工業用配管など特定の生産設備の多くが申告漏れをしてい
た。実地調査時には、どこにも、それらの資産について示されていないとい
う申告者側の指摘があったため、次のように文面に追加を加えた。その後は
「申告の手引き」に書いてあると見せると、強力でかなり効果が得られた。

建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装
置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照
明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための
動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設
備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）
に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家
屋の評価対象となります。

